

龍姫湖周辺エリア 社会実験 募集要項（案）

令和5年2月

龍姫湖利用協議会

目次

1	社会実験の趣旨	1
2	募集内容等	1
3	募集方法	2
3	（1）スケジュール	2
3	（2）応募資格	2
3	（3）応募方法	3
3	（4）質問及び回答方法	3
3	（5）応募書類	3
3	（6）応募書類作成上の留意点	3
3	（7）応募書類の取扱い	3
4	審査について	4
4	（1）審査方法	4
4	（2）審査基準	4
4	（3）審査結果	4
4	（4）募集・選定に関する留意事項	4
4	（5）協議・調整	4
4	（6）社会実験開始予定	5
5	実施報告書・アンケートの提出について	5

《各種様式》

- ・応募申請書（様式1号）
- ・暴力団排除に関する誓約書（様式2号）
- ・応募する取組みについての企画提案書（様式3号）

1 社会実験の趣旨

安芸太田町は温井ダムについて、観光資源としての重要性を再度位置付けるとともに、湖面利用の更なる推進を図ることによって、インフラへの理解を高め、更なる地域活性化を図ることを目的に「龍姫湖利用協議会」(※1) (以下「協議会」という。) を設立しました。

龍姫湖周辺エリアはこれまでも多くの民間事業者から利用希望の要望をいただいております。今後、龍姫湖周辺エリアを民間に開かれたエリアとすることで、安芸太田町の新たな観光拠点、誘客事業の展開、また、それに伴う収益的な効果創出の一環として、地域活性化を図っていくために社会実験を実施します。

社会実験においては、湖面を活用したアクティビティ、売店やキッチンカー等の営業活動を実施することができます。社会実験の趣旨に賛同いただき、安芸太田町及び龍姫湖周辺エリアの活性化につながる事業者を募集します。

協議会では、今回の社会実験で利用ニーズの把握や営業活動の実態、収支状況等の整理を行い、将来的には「都市・地域再生等利用区域の指定」(※2) を目指します。

※1 龍姫湖利用協議会は、行政、地域関係者で組織しています。

※2 国の河川管理では、平成23年、河川敷地を占有する場合のルール「河川敷地占有許可準則」が改正され、「都市・地域再生等利用区域」に指定されれば、民間事業者等も河川敷地を使用した飲食店や売店、オープンカフェ等の営業が可能になりました。

2 募集内容等

①実施エリア	龍姫湖周辺エリア (参考資料1 利用エリア図の通り)
②社会実験募集期間	令和5年2月1日 (水) ~ 2月15日 (水)
③実施期間	令和5年4月1日 (土) ~ 10月31日 (土) 午前8時~午後5時までの間 (活動時間には準備から片付けまで含む)
④募集プログラム	ウォーターアクティビティ及び、飲食サービスの提供や物販等を想定。 【令和4年度】 ウェイクサーフィン、カヤック、SUP を実施。 ※飲食、物販等販売について、エリア①、②は、ウォーターアクティビティの来客対象者に限ります。
⑤使用条件	○社会実験の趣旨に合っていること。また、様式3の応募する取り組みについての計画書に記載のある内容以外の使用は禁止します。 【趣旨】 龍姫湖周辺エリアを利用し、収益的な効果創出を含む、地域活性化に寄与する取組であること。 ○利用条件 1. 温井ダム管理所及び安芸太田町が湖面周辺を利用し事業等を行う場合は、協力及び使用に関する協議に応じること。 2. 設置施設は使用期間満了時及び退去時には現状回復を行うこと。 3. 指示があった場合に、係留物等の撤去対応が速やかに行えること。 4. 周辺環境に配慮し、使用区域内にゴミや汚れがないよう清掃等行うこと。 5. 騒音対策や、漏油等による水質事故対策、塩害、臭いやごみ処分など周辺環境に十分に配慮すること。

	<p>6. 他の利用者の使用の妨げにならないこと。</p> <p>7. 苦情には適切かつ真摯に対応するとともに、その対応内容を龍姫湖利用協議会事務局に報告すること。</p> <p>8. 水難事故や使用区域内の交通事故等が発生しないよう注意喚起するとともに安全指示を適時・的確に行うこと。</p> <p>9. 事業運営にあつては、使用者及び第3者等に損害を与えた場合の賠償責任の履行に備え、損害保険、賠償責任保険等の保険加入に加入すること。また、加入保険証書の写しを龍姫湖利用協議会事務局に提出すること。</p> <p>10. 飲食事業を実施する場合、所管保健所に必要な営業許可（臨時営業許可、露店営業許可等）や食中毒対策に関する保険等を申請・取得し、営業許可書の写しを龍姫湖利用協議会事務局に提出すること。</p> <p>11. 使用に際しては、上記使用許可証を掲示すること。</p> <p>12. その他、問題等が発生した場合は、龍姫湖利用協議会事務局に報告すること。 上記以外の条件は「(参考資料2) 社会実験運用ルール」に準ずるものとする。</p>
⑥緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨、台風などの緊急時には、水位上昇の危険があるため、河川管理者（温井ダム管理所）、龍姫湖利用協議会事務局の指示に従い、設置物等は湖面外に退避させ、避難すること。
⑦その他	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に必要な備品・装置は必要に応じて全て使用者側で準備すること。 ・湖面周辺には、電源、水道は無い。

3 募集方法

(1) スケジュール

項目	日程
① 募集要項の公表	令和5年2月1日（水）
② 質問書受付	令和5年2月1日（水）～2月8日（水）
③ 質問書回答	令和5年2月10日（金）
④ 応募書類受付締切	令和5年2月15日（水）
⑤ 候補者の決定及び公表、通知	令和5年3月6日（月）以降
⑥ 協議・調整	令和5年3月13日（月）～社会実験開始まで

(2) 応募資格

応募者は、本要領に定める内容及び条件等を十分理解し、かつ、信用を有する者としします。

また、次の①～⑥のいずれかの項目に該当する場合は、応募資格を有しないものとしします。なお、応募以降、審査終了までに①～⑥の項目に該当した場合は、応募資格を失うものとしします。

① 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のアからオまでのいずれかに該当する者。

ア 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

※役員等とは、「法人の役員又はその視点若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等している者。

ウ 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持営に協力し、又は関与している者。

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているもの者

② 応募書類提出時、税金を滞納している者

③ 法令等の規定により許認可等が必要とされる場合は、許認可等の条件となる免許を有していない者

④ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者

⑤ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者

⑥ 社会通念上不適当あるいは違法なものを販売する者

(3) 応募方法

受付期間内（令和5年2月1日（水）～2月15日（水））に応募書類を全て整えて、「龍姫湖利用協議会事務局（安芸太田町役場 産業観光課）」へ持参または郵送してください。（土日祝を除く午前9時～午後5時の間）郵送の場合は2月15日（水）必着でお願いします。

(4) 質問及び回答方法

募集に関する質問がある場合には、質問書を担当課(3.(3)応募方法参照)までメール(sangyokanko@akiota.jp)、持参または郵送してください。様式は問いません。（質問書受付期間：令和5年2月3日（金）～2月8日（水）。午後5時必着）

回答は、令和5年2月10日（金）の午後5時までにを行います。（質問書に連絡先等を記載してください。）

回答内容については、募集要項と同等の効力を持つものとします。また、質問書の受付期間終了後の応募者に対しても同等の効力を持つものとします。

(5) 応募書類

① 応募申請書（様式1号）

② 暴力団排除に関する誓約書（様式2号）及び資料（役員等一覧表含む）

③ 納税証明書（住所（所在地）を置く市町村が発行した滞納がないことの証明書）

④ 応募する取組についての企画書（様式3号）

なお、任意団体の場合は、構成員が所属する団体について、②及び③を提出してください。

応募書類は、各1部提出してください。

(6) 応募書類作成上の留意点

日本工業規格 A4 判縦型とし、日本語、日本円並びに日本の標準時及び計量法に定める単位を使用するものとします。

(7) 応募書類の取扱い

この応募に関して必要と認める場合を除き、提出された応募書類は公表しません。また、提出された応募書類は一切返却しません。

4 審査について

(1) 審査方法

龍姫湖利用協議会において、応募者の中から審査基準に基づき、応募書類の審査（内容に確認の必要がある場合は龍姫湖利用協議会事務局が事前にヒアリング）を行い、社会実験対象団体を決定します。なお、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 審査基準

以下の項目について、様式3号（応募する取組みについての企画提案書）で確認し、審査します。

① 地域、事業への理解度及び貢献度

- ・安芸太田町への活性化へ寄与できる内容であるか。
- ・事業遂行するための能力及び信用等、事業実施の確実性があるか。

② 周辺環境への配慮、公共空間の適正管理

- ・期間満了後、原状回復することが確認できる内容であるか。
- ・ごみや、汚れ、ごみ処分等が確認できる内容であるか。

③ 利用者への配慮、安全性

- ・他の利用者の妨げにならないよう配慮されているか。
- ・第三者被害に対する配慮がされているか。
- ・損害保険や賠償責任保険加入状況が確認できる内容であるか。（コピー添付も可）

④ 緊急時の対応

- ・緊急時に対応が可能な体制であるか。（事故、台風等）

(3) 審査結果について

- ① 社会実験対象団体の決定は、応募書類受付後約1か月程度を予定しています。
- ② 結果は、各応募者に通知します。
- ③ 審査の経過や内容、結果についての問い合わせには、一切応じません。
- ④ 審査を実施した結果、一定の基準に達した応募者がいないときは、選定しない場合があります。

(4) 募集・選定に関する留意事項

- ① 募集書類の提出後は、原則として記載内容の変更はできないものとします。
- ② 応募者が下記3点の事項に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、又は候補者の決定を取り消すことがあります。
 - ・応募書類に虚偽の記載があった場合
 - ・応募資格を満たしていないことが判明した場合
 - ・著しく社会的信用を損なう行為により、応募者が施設利用者として業務を行うことについて、ふさわしくないと判断した場合。

(5) 協議・調整

運用ルールに準じ募集書類を作成・提出してもらいますが、使用場所や期間等について、協議会が必要と認める場合は事務局と協議・調整を行い、提出前の段階で再設計・内容修正をお願いする場合があります。調整にあたっては、長期間使用し、事業を行う候補者を優先的に取り扱います。

(6) 社会実験開始予定

社会実験は令和5年4月1日（土）開始で予定しています。

5 実施報告書・アンケートの提出について

- ・社会実験実施後は、実施報告書とアンケート（来場者）の提出をお願いします。
- ・アンケート調査票は社会実験実施内容に応じ、事務局よりご相談させていただきます。
- ・実施報告書の中には収支報告書も含むこととしますが、収支報告の内容は協議会会員以外には公開しません。

6 問い合わせ先

安芸太田町役場 産業観光課 商工観光係

〒731-3810 広島県山県郡安芸太田町大字戸河内 784-1

TEL : 0826-28-1961

MAIL : sangyokanko@akiota.jp